

# 令和元年度（平成31年度）悪臭防止法等施行状況調査の結果について

令和3年3月19日（金）

都道府県等からの報告に基づき、令和元年度（平成31年度）（以下「令和元年度」）における悪臭に係る苦情の件数のほか、悪臭防止法に基づく地域指定の状況、臭気判定士の免状の取得状況及び措置の状況等について取りまとめましたのでお知らせします。

## 1. 目的

環境省では、悪臭防止行政の一層の推進を図るため、毎年度、全国の都道府県、市及び特別区を通じ、悪臭防止法に基づく各種措置の施行状況等について調査を行い、その結果を取りまとめています。

## 2. 調査結果の概要

### (1) 悪臭に係る苦情の件数

悪臭に係る苦情の件数は、令和元年度は12,020件（前年度11,324件）で、前年度に比べ696件増加しました。

苦情の内訳をみると、野外焼却が最も多く3,593件（全体の29.9%）、サービス業・その他が1,842件（同15.3%）、個人住宅・アパート・寮が1,474件（同12.3%）等でした。

なお、昨年度までは、平成16年度から平成30年度の苦情件数について、苦情発生年度に苦情処理が完結しなかったものについては翌年度も苦情件数に含め集計を行っていましたが、令和元年度の集計においては当該年度発生分のみ集計しています。

### (2) 悪臭防止法に基づく地域指定の状況

悪臭防止法の規制地域を有する市区町村は、令和元年度末時点で、全国の市区町村数の73.9%に当たる1,286市区町村（前年度1,286市区町村）でした。

### (3) 臭気判定士の免状の取得状況

平成8年に創設された臭気判定士の令和元年度末時点での臭気判定士免状取得者数は3,218名（前年度3,316名）でした。

### (4) 悪臭防止法に基づく措置の状況

令和元年度の悪臭防止法の規制地域内の工場・事業場に係る苦情の件数は4,495件（前年度4,171件）でした。当該年度に行われた悪臭防止法に基づく立入検査は1,496件（前年度1,396件）、報告の徴収は276件（前年度305件）、悪臭の測定は78件（前年度37件）で、測定の結果、規制基準を超えていたものは32件（前年度14件）でした。また、行政指導が1,269件（前年度1,109件）、同法に基づく改善勧告が3件（前年度0件）、改善命令が0件（前年度0件）でした。

## 3. その他

令和元年度悪臭防止法等施行状況調査の詳細については別紙のとおりです。

また、調査により得られた自治体毎のデータは、後日「令和元年度悪臭防止法施行状況調査報告書」としてホームページで公表する予定です。

<https://www.env.go.jp/air/akushu/index.html>

環境省水・大気環境局  
大気環境課大気生活環境室  
代表 03-3581-3351  
直通 03-5521-8299  
室長 山本 郷史（内線 6540）  
担当 山 眞實（内線 6549）  
担当 稲熊 大毅（内線 6548）  
担当 佐藤 周平（内線 6543）

## I. 悪臭に係る苦情の件数

### (1) 苦情件数の推移

令和元年度に全国の地方公共団体が受理した悪臭に係る苦情の件数は 12,020 件であった。これは前年度 (11,324 件) と比べて 696 件 (6.1%) の増加となった (図 1)。

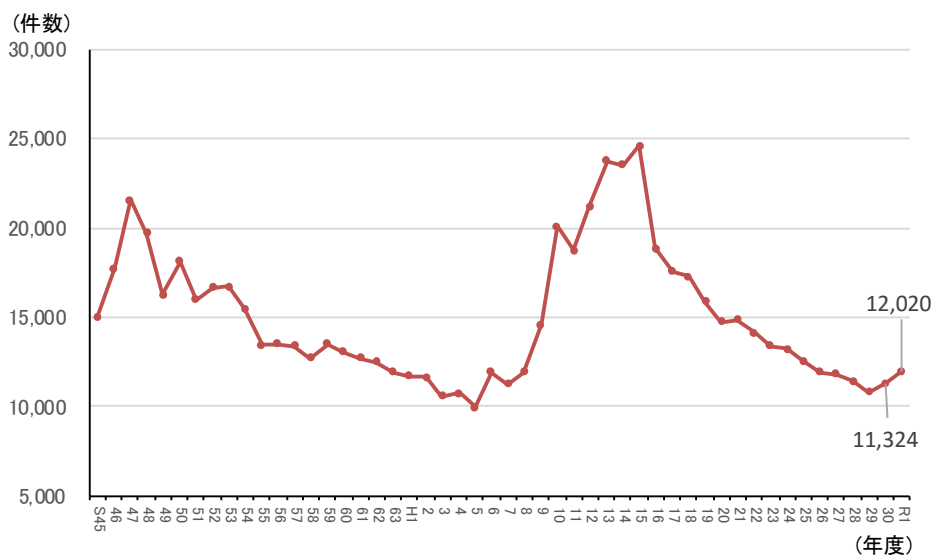


図 1 悪臭件数の推移

昨年度までは、平成 16 年度から平成 30 年度までの苦情件数について、苦情発生年度に苦情処理が完結しなかったものについては翌年度も苦情件数に含め集計を行っていましたが、令和元年度の集計においては当該年度発生分のみ集計しています。

### (2) 発生源別の苦情件数

令和元年度の苦情件数を発生源別にみると、野外焼却が 3,593 件 (全体の 29.9%) で最も多く、次いでサービス業・その他の 1,842 件 (同 15.3%)、個人住宅・アパート・寮の 1,474 件 (同 12.3%) の順となっている (図 2、図 3)。

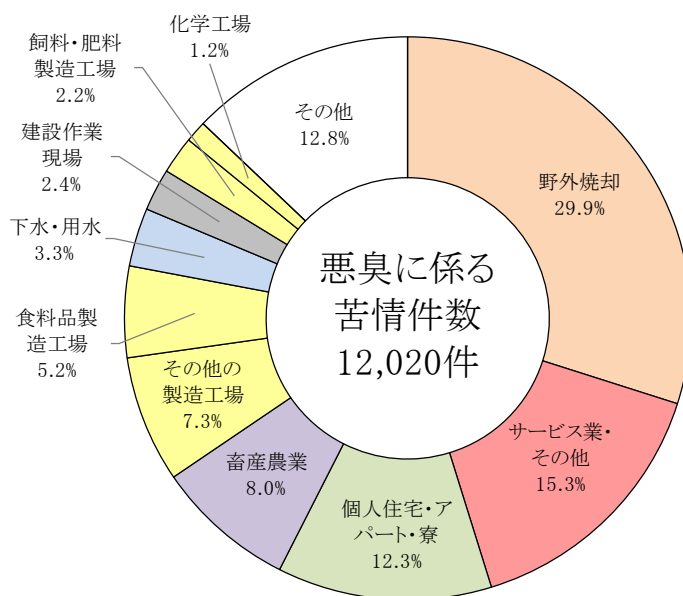


図 2 悪臭に係る苦情の発生源別内訳 (令和元年度)

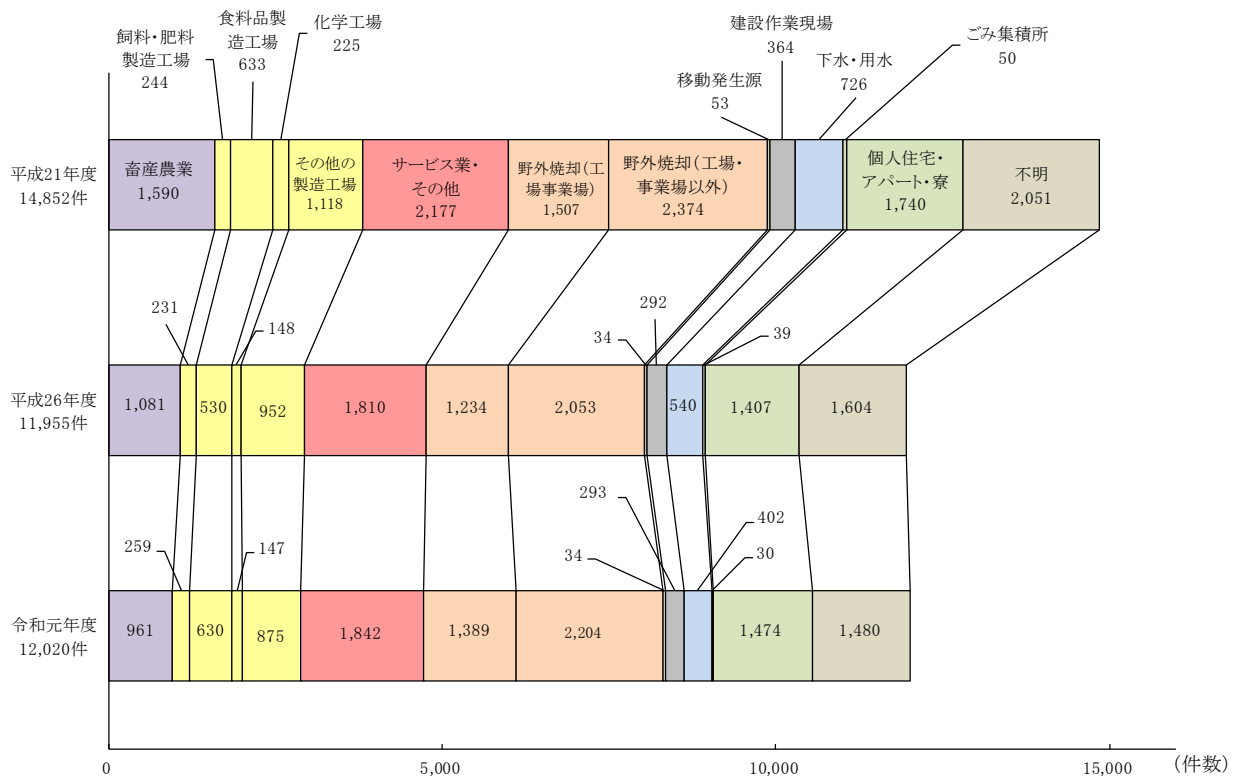


図3 5年毎の苦情件数の発生源別内訳

(3) 都道府県別の苦情件数

令和元年度の苦情件数を都道府県別にみると、東京都の1,089件が最も多く、次いで愛知県1,073件、千葉県989件、大阪府840件、神奈川県605件となっている。上位5都府県で総苦情件数の38.2%を占めており、大都市を有する地域において苦情が多かった。ただし、人口100万人当たりの苦情件数では、異なる傾向がみられた。

(表1)

苦情件数を前年度と比較すると、47都道府県中28道府県で苦情が増加し、18都県で減少した(表2)。

表1 都道府県別苦情件数(上位5都道府県)

| 苦情件数 |        | 人口100万人当たりの苦情件数 |     |
|------|--------|-----------------|-----|
| 都道府県 | 件数     | 都道府県            | 件数  |
| 東京都  | 1,089  | 大分県             | 198 |
| 愛知県  | 1,073  | 香川県             | 183 |
| 千葉県  | 989    | 沖縄県             | 157 |
| 大阪府  | 840    | 千葉県             | 156 |
| 神奈川県 | 605    | 三重県             | 150 |
| 全国   | 12,020 | 全国平均            | 95  |

注) 人口は令和2年1月1日現在の総務省統計局推計人口による。

表2 都道府県別苦情件数の対前年度比増減状況

| 都道府県 | 平成30年度 | 令和元年度 | 増減   | 対前年度増減比 | 都道府県 | 平成30年度 | 令和元年度  | 増減  | 対前年度増減比 |
|------|--------|-------|------|---------|------|--------|--------|-----|---------|
| 北海道  | 177    | 183   | 6    | 3.4%    | 滋賀県  | 119    | 156    | 37  | 31.1%   |
| 青森県  | 72     | 87    | 15   | 20.8%   | 京都府  | 218    | 225    | 7   | 3.2%    |
| 岩手県  | 95     | 103   | 8    | 8.4%    | 大阪府  | 804    | 840    | 36  | 4.5%    |
| 宮城県  | 126    | 126   | 0    | 0.0%    | 兵庫県  | 280    | 417    | 137 | 48.9%   |
| 秋田県  | 74     | 101   | 27   | 36.5%   | 奈良県  | 97     | 70     | △27 | △27.8%  |
| 山形県  | 91     | 106   | 15   | 16.5%   | 和歌山県 | 91     | 106    | 15  | 16.5%   |
| 福島県  | 130    | 116   | △14  | △10.8%  | 鳥取県  | 84     | 77     | △7  | △8.3%   |
| 茨城県  | 394    | 368   | △26  | △6.6%   | 島根県  | 42     | 37     | △5  | △11.9%  |
| 栃木県  | 151    | 234   | 83   | 55.0%   | 岡山県  | 96     | 88     | △8  | △8.3%   |
| 群馬県  | 193    | 177   | △16  | △8.3%   | 広島県  | 170    | 151    | △19 | △11.2%  |
| 埼玉県  | 606    | 469   | △137 | △22.6%  | 山口県  | 92     | 105    | 13  | 14.1%   |
| 千葉県  | 525    | 989   | 464  | 88.4%   | 徳島県  | 53     | 70     | 17  | 32.1%   |
| 東京都  | 1,138  | 1,089 | △49  | △4.3%   | 香川県  | 99     | 180    | 81  | 81.8%   |
| 神奈川県 | 671    | 605   | △66  | △9.8%   | 愛媛県  | 104    | 110    | 6   | 5.8%    |
| 新潟県  | 206    | 253   | 47   | 22.8%   | 高知県  | 41     | 32     | △9  | △22.0%  |
| 富山県  | 27     | 23    | △4   | △14.8%  | 福岡県  | 436    | 486    | 50  | 11.5%   |
| 石川県  | 64     | 89    | 25   | 39.1%   | 佐賀県  | 62     | 75     | 13  | 21.0%   |
| 福井県  | 103    | 92    | △11  | △10.7%  | 長崎県  | 168    | 148    | △20 | △11.9%  |
| 山梨県  | 104    | 111   | 7    | 6.7%    | 熊本県  | 110    | 120    | 10  | 9.1%    |
| 長野県  | 230    | 312   | 82   | 35.7%   | 大分県  | 198    | 228    | 30  | 15.2%   |
| 岐阜県  | 246    | 256   | 10   | 4.1%    | 宮崎県  | 155    | 158    | 3   | 1.9%    |
| 静岡県  | 545    | 530   | △15  | △2.8%   | 鹿児島県 | 156    | 145    | △11 | △7.1%   |
| 愛知県  | 1,197  | 1,073 | △124 | △10.4%  | 沖縄県  | 220    | 232    | 12  | 5.5%    |
| 三重県  | 264    | 272   | 8    | 3.0%    | 合計   | 11,324 | 12,020 | 696 | 6.1%    |

注) △は減少を示す。

(4) 規制対象とそれ以外の苦情件数との比較

令和元年度の苦情総数は12,020件であり、そのうち悪臭防止法の規制対象となる規制地域内の工場・事業場に対するものは4,495件(全体の37.4%)であり、規制地域外の工場・事業場に対する苦情が1,608件(同13.4%)であった。

また、個人住宅・アパート・寮、下水・用水など規制対象外の発生源に対する苦情が5,917件(同49.2%)であった(表3)。

表3 規制対象とそれ以外の苦情件数

| 発生源別          | 規制地域内            | 規制地域外            | 合計               |
|---------------|------------------|------------------|------------------|
| 工場・事業場        | 4,495<br>(37.4%) | 1,608<br>(13.4%) | 6,103<br>(50.8%) |
| 規制対象外の<br>発生源 | 4,286<br>(35.7%) | 1,631<br>(13.6%) | 5,917<br>(49.2%) |
| 合計<br>(%)     | 8,781<br>(73.1%) | 3,239<br>(26.9%) | 12,020<br>(100%) |

## II. 悪臭防止法に基づく地域指定の状況

悪臭防止法の規制地域を有する市区町村は、令和元年度末時点で1,286市区町村（前年度1,286市区町村）であり、全国の市区町村数の73.9%（同73.9%）であった（表4）。

表4 規制地域の指定状況（令和元年度末現在）

|           | 市     | 区    | 町     | 村     | 計     |
|-----------|-------|------|-------|-------|-------|
| 全市区町村数    | 792   | 23   | 743   | 183   | 1,741 |
| 悪臭防止法地域指定 | 743   | 23   | 463   | 57    | 1,286 |
| 割合（%）     | 93.8% | 100% | 62.3% | 31.1% | 73.9% |

## III. 臭気判定士の免状の取得状況

平成8年に創設された臭気判定士の令和元年度末時点での臭気判定士免状取得者数は3,218名（前年度3,316名）でした。

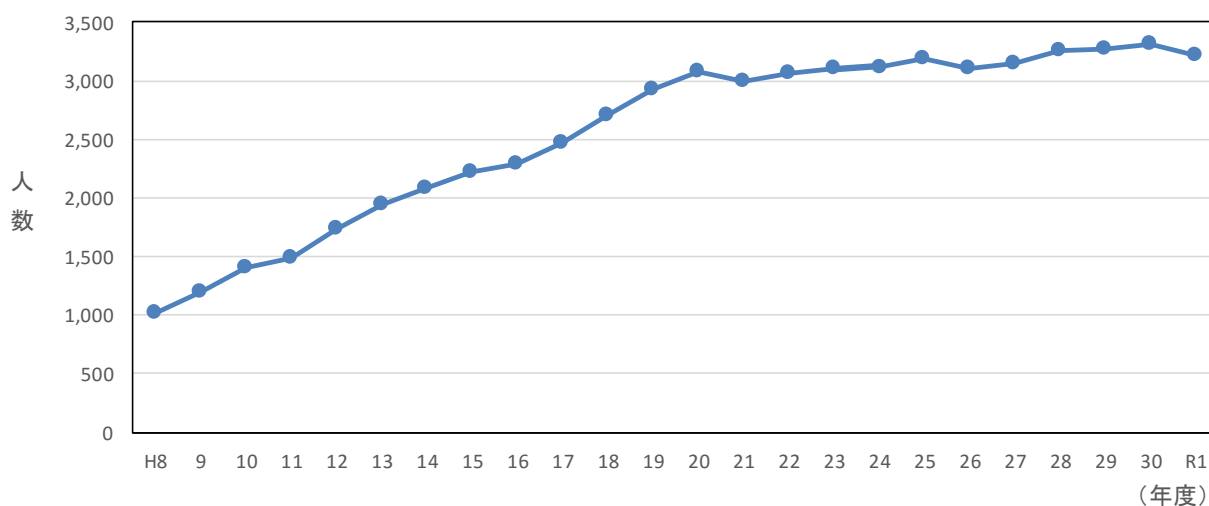


図4 臭気判定士取得者数の推移

#### IV. 悪臭防止法に基づく措置の状況

悪臭防止法の規制地域内における工場・事業場に係る苦情の件数は 4,495 件（前年度 4,171 件）であった。

これに対して、悪臭防止法に基づき行われた措置等の件数は、立入検査が 1,496 件（同 1,396 件）、報告の徴収が 276 件（同 305 件）、悪臭の測定が 78 件（同 37 件）であった。

測定の結果、規制基準を超えていたものは 32 件（同 14 件）、改善勧告が 3 件（同 0 件）、改善命令が 0 件（同 0 件）であった。なお、これらの悪臭防止法に基づく措置のほか、悪臭防止に関する行政指導が 1,269 件（同 1,109 件）行われた（表 5）。

表 5 悪臭防止法に基づく措置等の状況

|          | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|----------|----------|-------|
| 立入検査     | 1,396    | 1,496 |
| 報告の徴収    | 305      | 276   |
| 測定       | 37       | 78    |
| （うち基準超過） | 14       | 32    |
| 改善勧告     | 0        | 3     |
| 改善命令     | 0        | 0     |
| 行政指導     | 1,109    | 1,269 |